

令和6年能登半島地震の被害に対する特別融資の実施について

このたびの令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

八幡信用金庫（理事長 木下節夫）は、このたびの地震により直接的または間接的に被害を受けられた事業者の皆さまを対象に「令和6年能登半島地震の被害に対する特別融資」の取扱いを開始するとともに、「被災者相談窓口」を開設いたします。

記

1. 融資商品

(1) 取扱期間

令和6年1月5日（金）～令和6年9月30日（月）

(2) 商品概要

融資形態	証書貸付	手形貸付
融資対象者	令和6年能登半島地震により直接的または間接的に影響を受けた法人・個人事業主	
資金使途・融資金額	上記理由で必要となる事業資金	
期間	10年以内 (最長1年間まで据置可能)	1年以内
金利	当金庫所定の金利となります	
連帯保証人	法人：代表者1名 個人：無保証	
担保・保証	原則不要	

※詳細・ご不明な点は、各営業店窓口までお問合せください。

2. 相談窓口の設置

期間	令和6年1月5日（金）より
店舗	全店舗
日時	9：00～15：00
対象となるお客様	法人、個人事業主

以上